

令和5年3月31日

神東塗料（株）不適切行為によるダクタイトイル鉄管への影響について （第十一報）

当協会では、令和4年5月25日付の第十報で、日本水道協会では、不適切行為が報告された神東塗料（株）のJWWA K 139 塗料に関して、「水道施設の技術的基準を定める省令」で定める浸出試験結果によって衛生性が確認された塗料を、令和5年3月31日までの間、暫定的にJWWA K 139 塗料とみなし、それを使用した水道用資機材は、JWWA 規格に規定する検査項目を満足することが確認できた場合、JWWA 規格品として扱おうとご報告していましたが、この度日本水道協会の Web サイト 3月30日付で、二種類の塗料についてのみ、暫定期間が令和5年9月30日まで延長されましたので、ご報告いたします

(URL : http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload_file_20230330001.pdf)

当協会としては、関係団体・会員会社と協力し、今後も必要な情報を的確に提供してまいります。ダクタイトイル鉄管、異形管を採用頂いているお客様には、大変なご不便とご迷惑をおかけしていますことを、重ねてお詫び申し上げます。